

### Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断については、国が示す「基本的対処方針」等に沿ったものとするとともに、県内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行うこととする。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、各種対応指針等に定めることとする。

1 未発生期
<b>状態</b> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<b>目的</b> 発生に備えて体制の整備を行う。
<b>対策の考え方</b> (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県行動計画等を踏まえ、国、市町等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 (3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国との連携を図り、継続的な海外からの情報収集を行うとともに、動物のサーベイランスに努める。

### (1) 実施体制

#### ア 行動計画等の作成

県、市町、指定（地方）公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。  
 （健康福祉部、各部局）

#### イ 体制の整備及び県・市町等の連携強化

(ア) 県は、取組体制を整備・強化するために、連絡会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた医療対応版マニュアル、社会対応版マニュアル（業務継続計画を含む。）及び各部局別マニュアル（業務継続計画を含む。）を策定する。（健康福祉部、各部局）

(イ) 県、国、市町、指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。（特措法第12条）  
 （健康福祉部、各部局）

(ウ) 県は、市町行動計画、指定（地方）公共機関における業務計画の作成を支援する。  
 （健康福祉部、各部局）

(エ) 県は、自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進める。（防災対策部）

### (2) サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する以下の内容について情報を収集する。

（健康福祉部、農林水産部、関係部局）

- ・ 国内外での鳥類、豚のインフルエンザ発生状況
- ・ 鳥インフルエンザの人への感染状況

- ・ インフルエンザの集団発生状況
- ・ 各省庁の対応方針、状況

主な情報収集源としては、以下のとおりとする。

- ・ 各省庁（内閣官房、厚生労働省、農林水産省）
- ・ 国立感染症研究所感染症疫学センター（IDSC）
- ・ 厚生労働省検疫所（FORTH）
- ・ 国際機関（世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 動物衛生研究所（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）
- ・ 在外公館
- ・ 地方公共団体

## イ 通常のサーベイランス

### （ア） 感染症発生動向調査

県及び四日市市は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（県内72の医療機関）において患者発生の動向を調査し、流行状況について把握する。  
また、指定届出機関の中の9の医療機関（病原体定点）において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。（健康福祉部）

### （イ） 入院サーベイランス

県及び四日市市は インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。（健康福祉部）

### （ウ） 症候群サーベイランス

県及び四日市市は、感染症情報収集システムにより、保育所、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。（健康福祉部、環境生活部、教育委員会）

### （エ） 感染症流行予測調査

県は、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査（国の委託を受けて実施する感染症流行予測調査）により、県民の免疫の状況を把握する。（健康福祉部）

また、県は、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。（健康福祉部、農林水産部）

## （3） 情報提供・共有

### ア 継続的な情報提供

（ア） 県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策等以下の内容について、各種媒体を利用し、県民に対して、必要に応じて継続的に分かりやすい情報提供を行う。（健康福祉部、関係部局）

- ・ 新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識
- ・ 職場、業務従事に当たっての感染予防の注意事項

- (イ) 県は、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康福祉部)

#### イ 体制整備等

県は、新型インフルエンザ等発生時のコミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。(健康福祉部)

- (ア) 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じて、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(戦略企画部、健康福祉部)
- (イ) 地域における対策の現場となる市町や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。  
(健康福祉部)
- (ウ) 新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるため、コールセンターの体制を整備する準備を進めるとともに、市町に対して、相談窓口を設置する準備を進めるよう要請する。(健康福祉部)

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 対策実施のための準備

###### (ア) 個人における対策の普及

県、市町、学校、事業者等は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(健康福祉部)

###### (イ) 地域対策・職場対策の周知

県及び四日市市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

また、県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(健康福祉部)

###### (ウ) 衛生資器材等の供給体制の整備

県は、国が行う衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みの確立に協力する。(健康福祉部)

###### (エ) 水際対策

県は、検疫法及び感染症法に基づく、入国者に対する疫学調査等について、検疫所との

連携を強化する。(健康福祉部)

## イ 予防接種

### (ア) ワクチンの供給体制

県は、医薬品卸業者等と連携して県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(健康福祉部)

### (イ) 登録事業者の登録

- a 県及び市町は、国が作成した、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。(健康福祉部、関係部局)
- b 県及び市町は、国が、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(健康福祉部、関係部局)

### (ウ) 接種体制の構築

#### (特定接種)

県及び市町は、地方公務員の対象者に対して、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(総務部、健康福祉部)

#### (住民接種)

- a 市町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町が区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。(健康福祉部)
- b 市町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、県は国と連携して、技術的な支援を行う。(健康福祉部)
- c 市町は、速やかに接種することができるよう、郡市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める必要がある。そのため、県は国と連携して、技術的な支援を行う。(健康福祉部、関係部局)

### (エ) 情報提供

県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。(健康福祉部)

## (5) 医療

### ア 地域医療体制の整備

(ア) 県は、四日市市と連携し、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を作成するなど、県医師会等の関係機関と調整し、体制整備を進め、その進捗状況について定期的にフォローアップを行う。(健康福祉部)

(イ) 県及び四日市市は、原則として、二次医療圏を単位とし、保健所を中心として、郡市医

1. 未発生期

師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる対策会議を設置し（各保健所が設置する感染症危機管理ネットワーク会議を活用）、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（健康福祉部）

- (ウ) 県は四日市市と連携し、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療提供体制について協議、確認を行う。（健康福祉部）
- (エ) 県及び四日市市は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。（健康福祉部）

〔県内の感染症指定医療機関〕

第一種感染症指定医療機関（2床）	
名称	感染症病床数
伊勢赤十字病院	2床
第二種感染症指定医療機関（22床）	
名称	感染症病床数
三重県立総合医療センター	4床
市立四日市病院	2床
独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	6床
独立行政法人国立病院機構三重病院	2床
松阪市民病院	2床
伊勢赤十字病院	2床
紀南病院	4床

イ 県内感染期に備えた医療の確保

県は四日市市と連携し、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。（健康福祉部）

- (ア) 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成を支援する。
- (イ) 地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関を含む医療機関または公的医療機関等（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院、日赤病院、済生会病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備する。

## 1. 未発生期

- (ウ) 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- (エ) 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等<sup>25</sup>で医療を提供することについて検討する。
- (オ) 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- (カ) 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

### ウ 手引き等の策定、研修等

- (ア) 県は、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について、医療機関に周知する。（健康福祉部）
- (イ) 県は、国及び四日市市と連携しながら、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。（健康福祉部）

### エ 医療資器材の整備

- (ア) 県及び四日市市は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。（健康福祉部）
- (イ) 県は、協力医療機関において必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の整備を支援する。（健康福祉部）

### オ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

県は、国備蓄量等と併せ県民の45%に相当する量为目标として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。（健康福祉部）

### カ 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。（健康福祉部）

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

### ア 業務計画等の策定

県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。（健康福祉部、関係部局）

### イ 物資供給の要請等

## 1. 未発生期

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。（健康福祉部、関係部局）

### ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町に対し、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。（健康福祉部）

### エ 火葬能力等の把握

県は、国及び市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（健康福祉部）

### オ 物資及び資材の備蓄等

県、市町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。（特措法第10条）（健康福祉部）



2. 県内未発生期（国・海外発生期～国内感染期）
<p>状態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外または他都道府県で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> </ul> <p>海外で感染が確認された場合、時間を置かずに、国内で発生する可能性が高いことから、海外発生と国内発生に区分せず、海外で発生した段階で、「県内未発生期」と位置付ける。</p> <p>(海外発生期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> </ul> <p>(国内発生早期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> <li>・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul> <p>(国内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
<p>目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国との水際対策の連携により、新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>(2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>(2) 対策の判断に役立てるため、国等と連携し、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>(3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</li> <li>(4) 海外及び他の都道府県での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町、医療機関、事業者、県民に準備を促す。</li> <li>(5) 県内での発生までの間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、県民生活及び県民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種、パンデミックワクチンの接種に向けた準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ol>

### (1) 実施体制

#### ア 体制の強化等

(ア) 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議、決定がなされた場合には、県は、速やかに連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、今後の県の対応等について確認する。(健康福祉部、各部局)

(イ) 厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等の発生した旨を公表し、内閣総理大臣が、内閣

## 2. 県内未発生期

総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合、県は、県対策本部を設置し、有識者会議の意見を踏まえ、国の基本的対処方針及び県行動計画等に基づき対策を協議、実施する。

### (2) サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集等

県は、海外及び他県の新型インフルエンザ等の発生状況について、厚生労働省等を通じて必要な情報を収集する。(健康福祉部)

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報 (症状、症例定義、致命率等)
- ・ 治療法に関する情報 (抗インフルエンザウイルス薬の有効性等)

#### イ 県内サーベイランスの強化等

(ア) 県及び四日市市は、引き続き、感染症発生動向調査、感染症情報収集システム (症候群サーベイランス) 等により、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

(イ) 県及び四日市市は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者 (疑い患者を含む。) を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。(感染症法第 12 条) (健康福祉部)

(ウ) 県及び四日市市は、感染拡大を早期に探知するため、感染症情報収集システム (症候群サーベイランス) により、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

(ア) 県は、県民に対して、海外及び他の都道府県での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、県のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。(戦略企画部、健康福祉部、環境生活部)

(イ) 感染症情報収集システム (症候群サーベイランス) により欠席者数、学校の休業状況等の最新の流行状況が発信されることについて、県民への周知を強化する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

(ウ) 県は、県対策本部に広聴広報班を設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を図る。(戦略企画部、健康福祉部)

#### イ 情報共有

県は、国、市町及び関係機関等との情報共有を行う窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(健康福祉部)

#### ウ コールセンターの設置

## 2. 県内未発生期

(ア) 県は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、県民からの一般的な相談に対応できるコールセンターを設置し、国から発信される情報等を活用しながら適切な情報提供を行うとともに、市町に対して相談窓口を設置するよう依頼する。(健康福祉部)

(イ) 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町、関係機関から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握して、国へ報告するとともに、次の情報提供に反映する。(健康福祉部)

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 県内でのまん延防止策の準備

県及び四日市市は、国と相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。

また、県及び四日市市は検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。(健康福祉部)

#### イ 感染症危険情報の発出等

(ア) 県は、国から発出される感染症危険情報をもとに、海外への渡航予定者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。(健康福祉部、環境生活部)

(イ) 県は、事業者に対し、必要に応じ、発生国への出張を避けるよう要請する。(関係部局)

#### ウ 水際対策

##### (ア) 検疫の強化

a 県及び四日市市は、国からの要請に従い、検疫所等と連携して、発生国からの入国者で感染したおそれのある者に対して、健康監視(検疫法第18条第4項、感染症法第15条の3)等を行う。(健康福祉部)

b 県は、名古屋検疫所四日市支所から通報があった場合は、四日市市と連携して、有症者に対する医療及び有症者との接触者等に対して、防疫措置等を行う。(健康福祉部)

c 県警察は、検疫の強化に伴い、検疫実施港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

##### (イ) 密入国者対策

県警察は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部におけるパトロール等の警戒活動等を強化する。(警察本部)

#### エ 在外邦人支援

県は、発生国に滞在・留学する邦人に対し、国内の各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について情報提供する。

併せて、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性について情報提供を行う。(環境生活部、教育委員会)

オ 予防接種

(ア) ワクチンの供給

県は、医薬品卸業者等と連携して、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(健康福祉部)

(イ) 接種体制

(特定接種)

県及び市町は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務部、健康福祉部)

(住民接種)

- a 市町は、国及び県と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。(健康福祉部)
- b 県は国と連携し、全県民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう、市町に対し要請する。(健康福祉部)

(ウ) 情報提供

県は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(健康福祉部)

(5) 医療

ア 新型インフルエンザ等の症例定義

県は、国が定める新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。(健康福祉部)

イ 医療体制の整備

県及び四日市市は、以下の対応を行う。(健康福祉部)

- (ア) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うことになるため、発熱・呼吸器症状等を有する者を受け入れる医療機関に対して、帰国者・接触者外来の整備を要請する。
- (イ) 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県・郡市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備するよう医療機関に対して要請する。
- (ウ) 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- (エ) 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を、保健環境研究所にお

## 2. 県内未発生期

いて亜型等の同定を行い、国立感染症研究所はそれを確認する。

### ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

県及び四日市市は、以下の対応を行う。(健康福祉部)

- (ア) 保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。
- (イ) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

### エ 医療機関等への情報提供

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

他県と隣接する市町の医療機関に関しては、隣接する他県の発生段階を踏まえ適切な情報提供を行う。(健康福祉部)

### オ 検査体制の整備

県は、保健環境研究所において、新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査体制を整備する。(健康福祉部)

### カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- (ア) 県は抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を確認するとともに、今後予想される放出に備えて、医薬品卸売業者等と必要な確認を行う。(健康福祉部)
- (イ) 県は、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、四日市市と連携し、医療機関に対し、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(健康福祉部)
- (ウ) 県は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(健康福祉部)

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

- (ア) 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係部局)
- (イ) 指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県及び国と連携し、事業継続に向けた準備を行う。(関係部局)

### イ 遺体の火葬・安置

県は、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。(健康福祉部)

<b>3. 県内発生早期（国・国内発生早期～国内感染期）</b>
<b>状態</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> <li>・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
<b>（国内発生早期）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> <li>・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul> <b>（国内感染期）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
<b>目的</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>(2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>(3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ol>
<b>対策の考え方</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国がこの地域に対して新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした場合、県は積極的な感染対策等を行う。</li> <li>(2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>(3) 県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国と連携して、国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</li> <li>(4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</li> <li>(5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、県民生活及び県民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>(6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は出来るだけ速やかに実施する。</li> </ol>

**(1) 実施体制****ア 実施体制**

県対策本部は、有識者会議の意見を踏まえ、国の基本的対処方針及び県行動計画等に基づき、対策を協議、実施する。(健康福祉部、各部局)

**イ 緊急事態宣言の措置****(ア) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言**

県は、国が県域において緊急事態宣言を行ったときは<sup>26</sup>、基本的対処方針及び県行動計画に基づき、必要な対策を実施する。(各部局)

**(イ) 市町対策本部の設置**

市町は、県域において緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町対策本部を設置する(特措法第34条)。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

(ア) 県は、海外及び国内での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。(健康福祉部)

イ サーベイランス

(ア) 県及び四日市市は、県内未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、感染症情報収集システム(症候群サーベイランス)による学校等での集団発生の把握を強化して行う。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

(イ) 県及び四日市市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。(健康福祉部)

(ウ) 県及び四日市市は、国がリアルタイムで把握した国内の発生状況に関する情報提供を受けるとともに、国と連携し、必要な対策を実施する。(健康福祉部)

ウ 調査研究

県は、発生した患者について、積極的疫学調査を行い、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(健康福祉部)

国の積極的疫学調査チームが調査を行う場合は、これに協力する。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 県は、県民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(戦略企画部、健康福祉部、関係部局)

(イ) 県は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会、関係部局)

(ウ) 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(戦略企画部、健康福祉部)

イ 情報共有

県は、国、市町や関係機関等との情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(健康福祉部)

ウ コールセンター等の継続

県は、国から発信される情報等を活用し、コールセンターの体制を充実・強化するとともに、市町に対し、相談窓口の継続を依頼する。(健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

(ア) 県及び四日市市は、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。(健康福祉部)

(イ) 県は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・市町と連携し、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康福祉部、関係部局)
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係部局)
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(健康福祉部、関係部局)

(ウ) 県は、関係機関に対して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部、関係部局)

イ 水際対策

(ア) 県は、国の水際対策が継続される場合、引き続きそれに協力する。(健康福祉部)

(イ) 県は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、その指示に従う。(健康福祉部)

ウ 予防接種

県内未発生期の対策を継続する。

(住民接種)

(ア) 市町は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて国が示す住民への接種順位を考慮し、県、関係機関等と連携して実施体制を整える。(健康福祉部)

(イ) 市町は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県、関係機関の協力を得て、



### 3. 県内発生早期

接種を開始するとともに、県及び市町は、接種に関する情報を県民に知らせる。(健康福祉部)

- (ウ) 市町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校等公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町に居住する者を対象に集団的接種を行う。

#### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- (ア) 県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ以下の措置を講じる。

- ・特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町単位、県内のブロック単位)とすることが考えられる。

(健康福祉部、関係部局)

- ・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

- ・特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(健康福祉部)

- (イ) 県は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等により交通遮断が比較的容易な離島や山間地域などにおいて、新型インフルエンザ等が国内で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第45条及び感染症法に基づく措置を行うことで、地域封じ込めに効果あると考えられる場合には、地域における重点的な感染対策の実施について、国と協議し実施する。(健康福祉部、関係部局)

- (ウ) 住民接種

市町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

ア 医療体制の整備

- (ア) 県及び四日市市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、県内未発生期に引き続き継続する。(健康福祉部)
- (イ) 県は、患者等が増加してきた場合においては、有識者会議の意見を聞いて、国と協議のうえで、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(健康福祉部)

イ 患者への対応等

- (ア) 県及び四日市市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等へ移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(健康福祉部)
- (イ) 県及び四日市市は、国と連携し、必要と判断した場合に、保健環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(健康福祉部)
- (ウ) 県及び四日市市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等へ移送する。(健康福祉部)

ウ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザの診断や治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- (ア) 県は、引き続き、県の抗インフルエンザウイルス薬の確保状況を確認するとともに、今後予想される放出に備えて、医薬品卸売業者等と必要な確認を行う。(健康福祉部)
- (イ) 県は、引き続き、国の要請を受けて、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(健康福祉部)
- (ウ) 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(健康福祉部)

オ 医療機関・薬局における警戒活動

県警察は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るた

め、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

**カ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

県は、県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。(健康福祉部)

**医療等の確保**

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる(特措法第47条)。

**(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保**

**ア 事業者の対応**

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係部局)

**イ 県民・事業者への呼びかけ**

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(環境生活部、農林水産部、雇用経済部、関係部局)

**ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

**(ア) 事業者の対応等**

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。(健康福祉部)

**(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給**

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(健康福祉部)

**(ウ) 運送・通信・郵便の確保**

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところ

により、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。(健康福祉部)

**(エ) サービス水準に係る県民への呼びかけ**

県は、国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係部局)

**(オ) 緊急物資の運送等**

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(健康福祉部)
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。(健康福祉部)
- ・ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。(健康福祉部)

**(カ) 生活関連物資等の価格の安定等**

- ・ 県、市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(環境生活部、農林水産部、雇用経済部、関係部局)

**(キ) 犯罪の予防・取締り**

県警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察本部)

<b>4. 県内感染期（国・国内感染期）</b>
<b>状態</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
<b>目的</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療体制を維持する。</li> <li>(2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>(3) 県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>
<b>対策の考え方</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。</li> <li>(2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。</li> <li>(3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>(4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>(5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>(6) 欠勤者の増大が予測されるが、県民生活・県民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>(7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>(8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ul>

### (1) 実施体制

#### ア 実施体制の強化

県対策本部は、有識者会議の意見を踏まえ、国の基本的対処方針及び県行動計画等に基づき、対策を協議、実施する。(健康福祉部、各部局)

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### (ア) 市町対策本部の設置

市町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町対策本部を設置する（特措法第34条）。

##### (イ) 他の地方公共団体による代行、応援等

県及び市町が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなく

なった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(特措法第 38 条、39 条)

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

県は、海外及び国内での新型インフルエンザ等の発生状況、対応について、引き続き必要な情報を収集する。(健康福祉部)

イ サーベイランス

(ア) 県及び四日市市は、新型インフルエンザ等患者等の全数把握を中止し、通常のサーベイランスに切り替える。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

(イ) 県及び四日市市は、引き続き、感染症情報収集システム(症候群サーベイランス)による学校等での集団発生の把握を行う。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(戦略企画部、健康福祉部、関係部局)

(イ) 県は、引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会、関係部局)

(ウ) 県は、引き続き、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(戦略企画部、健康福祉部)

イ 情報共有

県は、市町や関係機関等との情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。(健康福祉部)

ウ コールセンター等の継続

県は、国から発信される情報等を活用し、コールセンターを継続するとともに、市町に対し相談窓口の継続を依頼する。(健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止策

(ア) 県及び四日市市は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

#### 4. 県内感染期

- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康福祉部)
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係部局)
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康福祉部、関係部局)

(イ) 県は、市町や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。(健康福祉部)

(ウ) 県及び四日市市は、国と連携し、医療機関に対し、県内感染期となった場合は患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。(健康福祉部)

(エ) 県及び四日市市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)を中止する。(健康福祉部)

#### イ 水際対策

県内発生早期の記載を参照

#### ウ 予防接種

市町は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- (ア) 患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。(健康福祉部、関係部局)
- ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
  - ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。
  - ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の

生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(イ) 市町は、特措法第46条に基づき住民接種を進める。

## (5) 医療

### ア 患者への対応等

県及び四日市市は、以下の対策を行う。(健康福祉部)

- (ア) 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- (イ) 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- (ウ) 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- (エ) 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

### イ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(健康福祉部)

### ウ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

#### (ア) 抗インフルエンザウイルス薬の県備蓄分の放出

県は、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の把握に努め、不足が生じるおそれがある場合には、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、三重県医薬品卸業協会を通じて放出する。(健康福祉部)

#### (イ) 抗インフルエンザウイルス薬の国備蓄分の供給依頼

県は、県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を放出した以後、さらに、県内で不足するおそれが生じていることを確認した場合には、国に対して国備蓄分の放出を依頼する。(健康福祉部)

### エ 在宅で療養する患者への支援

市町は、県及び国と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。



## オ 医療機関・薬局における警戒活動

県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

## カ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

## (ア) 医療等の確保(特措法第47条)

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。(健康福祉部)

(イ) 県及び四日市市は、国と連携し、県内で医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院(医療法施行規則第10条)等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し<sup>27</sup>、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。(健康福祉部)

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

## ア 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(関係部局)

## イ 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、県内事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(環境生活部、農林水産部、雇用経済部、関係部局)

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

## (ア) 業務の継続等

- ・指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。(関係部局)
- ・県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。(関係部局)

**(イ) 電気及びガス並びに水の安定供給**

県内発生早期の記載を参照

**(ウ) 運送・通信・郵便の確保**

県内発生早期の記載を参照

**(エ) サービス水準に係る県民への呼びかけ**

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(健康福祉部、関係部局)

**(オ) 緊急物資の運送等**

県内発生早期の記載を参照

**(カ) 物資の売渡しの要請等（特措法第55条）**

- ・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。(関係部局)
- ・県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。(関係部局)

**(キ) 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）**

- ・県は、国及び市町と連携して、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(環境生活部、農林水産部、関係部局)
- ・県は、国及び市町と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(環境生活部、農林水産部、関係部局)
- ・県は、国及び市町と連携して、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。(環境生活部、農林水産部、雇用経済部、関係部局)

**(ク) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援**

県は、市町に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(健康福祉部)

**(ケ) 犯罪の予防・取締り**

県内発生早期の記載を参照。

(コ) 埋葬・火葬の特例等

- ・県は、国の要請を受け、市町に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(健康福祉部)
- ・県は、市町に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(健康福祉部)
- ・県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(健康福祉部)

5. 小康期	
状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行は一旦終息している状況。</li> </ul>
目的	県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>(2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。</li> <li>(3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>(4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li> </ul>

## (1) 実施体制

## ア 実施体制

県対策本部は、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、県行動計画等に基づき対策を協議、実施する。(健康福祉部、各部局)

## イ 緊急事態解除宣言

県は、国が県域における緊急事態宣言を解除した場合<sup>28</sup>は、基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。(健康福祉部、各部局)

## ウ 対策の評価・見直し

県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、県行動計画等の見直しを行う。(健康福祉部、各部局)

## エ 県対策本部、市町対策本部の廃止

(ア) 県は、政府対策本部が廃止された時は、速やかに県対策本部を廃止する。

(イ) 市町は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市町対策本部を廃止する。

## 参考 (政府対策本部の廃止)

## 政府行動計画 III 各段階における対策 小康期 (1) 実施体制 (1)-4 抜粋

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する。(特措法第21条)

(2) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

県は、海外及び国内での新型インフルエンザ等の発生状況、対応について、必要な情報を収集する。(健康福祉部)

イ サーベイランス

(ア) 県及び四日市市は、通常のサーベイランスを継続する。(健康福祉部)

(イ) 県及び四日市市は、再流行を早期に探知するため、症候群サーベイランスによる学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。(健康福祉部、環境生活部、教育委員会)

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供

(ア) 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(戦略企画部、健康福祉部、関係部局)

(イ) 県は、県民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(戦略企画部、健康福祉部)

イ 情報共有

県は、国、市町や関係機関等との情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(健康福祉部)

ウ コールセンター等の体制の縮小

県は、状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小するとともに市町に対し相談窓口等の体制の縮小を要請する。(健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

ア 水際対策

国の状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。  
(健康福祉部)

イ 予防接種

市町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

**ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市町は、県及び国と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

**(5) 医療****ア 医療体制**

県及び四日市市は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(健康福祉部)

**イ 抗インフルエンザウイルス薬**

(ア) 県は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を関係機関に周知する。(健康福祉部)

(イ) 県は国と連携して、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(健康福祉部)

**ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

**(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保****ア 県民・事業者への呼びかけ**

県は、必要に応じ、引き続き、県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(環境生活部、農林水産部、雇用経済部、関係部局)

**イ 緊急事態宣言がされている場合の措置****(ア) 業務の再開**

・ 県は、県内の事業者に対して、県内各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(健康福祉部、関係部局)

・ 県は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(関係部局)

**(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等**

・ 県、市町、指定(地方)公共機関は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止する。(健康福祉部、関係部局)